

○飯塚市部落差別解消推進団体補助金交付要綱

平成27年7月13日

飯塚市告示第267号

改正 H30-388(題名改称)

(趣旨)

第1条 この告示は、住民の自主的、組織的な教育活動を促進し、住民自らの教育水準、福祉の向上を図るため人権・部落差別解消行政と整合性を保ち、部落差別問題の速やかな解決に資するための費用について、部落差別解消対策の推進に資する団体(以下「団体」という。)に対して補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(H30-388一改)

(対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体は、次条に規定する事業を行う団体で、市長が認めた団体とする。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる経費は、次に掲げる活動及び事業に要する経費並びに団体の運営に要する経費(食糧費、渉外費及び上部団体の会費に類する経費並びに市長が社会通念上適切でないとして認めた経費を除く。)であって、別表に掲げる経費とする。

- (1) 自立支援推進活動(市の施策に係る連絡調整等地域住民の自立支援活動に関するもの)
- (2) 人権・部落差別問題啓発推進活動
- (3) その他市長が適当と認めた事業

(H30-388一改)

(交付の申請)

第4条 団体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- (実績報告)

第5条 団体は、補助事業が完了したときは、完了後60日以内の実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告及び活動報告
  - (2) 収支決算書
  - (3) 補助金の交付決定書の写し
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- (補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成30年12月17日 告示第388号)

この告示は、告示の日から施行する。

別表(第3条関係)

(H30-388追加)

補助対象経費一覧

項目	内容
人件費	専従役員の給与、諸手当及び福利厚生費(法定福利費を含む)、非専従役員手当
事務局費	光熱水費、燃料費、消耗品費、通信運搬費、賃借料、手数料
会議費	旅費・交通費、消耗品費、資料代及び参加費、賃借料
専門部及び支部活動費	非専従役員手当及び担当者行動費、旅費・交通費、消耗品費、賄材料費、通信運搬費、資料代及び参加費、手数料、使用料、賃借料、報償費
研修費	旅費・交通費、消耗品費、資料代及び参加費、使用料、賃借料、報償費